

坂戸市教育委員会規則第1号  
坂戸市学校運営協議会規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項の規定に基づき坂戸市立小・中学校（以下「学校」という。）に置く学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の役割)

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、坂戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者、地域の住民等の学校の運営への参画並びに支援及び協力を促進することにより、学校と保護者、地域の住民等との間の信頼関係を深め、学校の運営の改善及び児童又は生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、その所管に属する学校ごとに協議会を置くように努めるものとする。ただし、教育委員会が法第47条の5第1項ただし書に規定する場合に該当すると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校（法第47条の5第2項第1号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(組織)

第4条 協議会は、委員6人以上10人以内で組織する。ただし、前条第1項ただし書の規定により2以上の学校について1の協議会を置く場合における委員の定数は、教育委員会が対象学校の校長と協議して定めるものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (2) 対象学校の所在する地域の住民
- (3) 対象学校の校長
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 学校応援団その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

3 対象学校の校長は、教育委員会に対して委員の候補者を推薦することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(解任)

第6条 教育委員会は、委員から辞任の申出があったとき、又は委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第14条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があるとき。

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任するときは、当該委員にその理由を示さなければならない。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(会議の公開等)

第9条 協議会の会議は、原則として公開する。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(会議録の作成)

第10条 会長は、協議会の会議を開催したときは、会議録を作成するものとする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(その他の運営事項)

第12条 第7条から前条までに規定するもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(指導及び助言等)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(守秘義務等)

第14条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。

(3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第15条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 学校の教育目標の実現に関すること。

(2) その他教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、毎年度、法第47条の5第4項に規定する基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得るものとする。

3 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校の運営を行うものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。